

○ 平成三十年人事院指令一八一一 新旧対照表（昭和四十五年人事院指令一八一一関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
1	人事院規則一八一〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。 一〇十四（略）	人事院規則一八一〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。 一〇十四（略）
2	十五 国際港湾協会（IAPH） （略）	2 （新設） （略）